

令和6年度 第2回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和7年2月27日（木）14時00分 市長公室										
出席委員の 氏名及び職業	委員長 吉田 智也 （中央大学 商学部 教授） 委 員 加藤 順一 （尚美学園大学 総合政策学部 教授） 委 員 栗山 美香 （あおい総合法律事務所 弁護士）										
事務局等職員の 氏名及び職名	事務局 総務部長：古屋 勝敏 総務課長：加治 幸憲／副課長：土屋 邦和／主査：高城 満、三浦 大介／ 主任：下山 寛之／主事：小林 一起 担当課 営繕課主査：坂田 尚也 下水道課副課長：吉川 智也／主任技師：西山 潤一／ 技師：中島 聡志 道路治水課主任：野澤 出 鶴瀬駅周辺地区整備事務所主査：中野 顕彦、関口 宏幸										
会議次第	第2回 富士見市入札監視委員会 1 開会 2 議事 (1) 報告事項 ①建設工事等に関する入札及び契約状況について ②入札参加停止情報について (2) 審議案件 <table border="0"> <tr> <td>①建設工事案件に係る審議（一般競争入札）</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>②建設工事案件に係る審議（指名競争入札）</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>②土木維持管理業務案件に係る審議（指名競争入札）</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>③建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>④建設関連業務案件に係る審議（随意契約）</td> <td>1 件</td> </tr> </table> (3) 委員による協議 (4) 審議結果講評 (5) その他 3 閉会	①建設工事案件に係る審議（一般競争入札）	2 件	②建設工事案件に係る審議（指名競争入札）	1 件	②土木維持管理業務案件に係る審議（指名競争入札）	1 件	③建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）	1 件	④建設関連業務案件に係る審議（随意契約）	1 件
①建設工事案件に係る審議（一般競争入札）	2 件										
②建設工事案件に係る審議（指名競争入札）	1 件										
②土木維持管理業務案件に係る審議（指名競争入札）	1 件										
③建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）	1 件										
④建設関連業務案件に係る審議（随意契約）	1 件										

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
(1) 報告事項（事務局から説明） ① 建設工事等に関する入札及び契約状況について ② 入札参加停止情報について (2) 審議案件 令和6年度上期執行入札及び随意契約より6件抽出。 案件抽出委員：自身が入札監視委員として出席し、審議を行った過去7回の審議案件を基に、あまり抽出されなかった内容のもので、かつ比較的規模の大きな案件を抽出した。 ① 建設工事案件に係る審議（一般競争入札） 2件 01_市立富士見ガーデンビーチ解体工事 委員：本委員が出席した過去の入札監視委員会にて、本案件の工事区分である解体工事業の入札案件はなかった。金額も大きい解体工事の規模としてはどのような位置づけになるのか。 委員：制限付一般競争入札であるので、入札参加資格の設定がなされていると思うが、その設定と応札者の状況はどのようにになっているのか。	事務局：事務局による説明 事務局：事務局による説明 事務局：事務局による説明 担当課：本案件の規模は大規模な解体工事となる。当市内の解体工事では、稀に見る規模である。金額が大きくなった要因としては、解体する外壁等にアスベストが含有しており、その除去工事費が直接工事費の最も大きな額となっている。そのような状況から、2億円近くの金額になった。 事務局：今回の解体工事については、一つ目が富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有し、令和5・6年度の富士見市競争入札参加資格審査結果において、解体工事の資格審査数値が700点以上の者でかつ過去10年間（平成26年度から令和5年度）に、国又は地方公共団体の発注する解体工事1件あたり4千万円以上の完成実績のある者。二つ目は埼玉県内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有し、令和5・6年度の富士見市競争入札参加資格審査結果において、解体工事の資格審査数値が1000点以上の者でかつ過去10年間（平成26年度から令和5年度）に、国又は地方公共団体の発注する解体工事1件あたり7千万円以上の完成実績のある者となっている。なお、7者入札中、同額で6者が入札、くじを実施して落札者を決定した。富士見市内に本支店を有する

委員：富士見市でも稀に見る大規模な解体工事というところであるが、入札者 7 者中 6 者が同額で、くじにて落札者決定に至っている。6 者が同じように工事費を計算していることについては、何か考えられる根拠はあるか。 委員：工事の設計金額の計算方法に基準はあるのか。埼玉県内の他自治体でこの案件を計算した場合、同様の設計金額となるのか。 委員：跡地の利活用について、検討がなされているのか。 委員：本施設の解体に至るのは、施設の老朽化や利用者減少が発端なのか。	業者については、富士見市に支店を有する本案件の落札業者のみで、他の 6 者は埼玉県内に本支店等を有する業者となっている。 事務局：一つが最低制限価格の上限が 92% で設定をしており、同額の 6 者は告示にて公開されている設計金額の 92% の金額で入札をしている。 また、他自治体の解体工事の高額なものについては、91% や 92% の最低制限価格で設定されている案件が多く、今回の入札参加業者が、このような解体工事の実態を把握していることが考えられる。 担当課：埼玉県の基準がある。県内他自治体で計算しても同じ設計金額となると思われる。 事務局：スポーツ活動をする屋外スポーツ施設の拡充を図ることを目的に、跡地の整備を進めている。令和 6 年 3 月に「多目的屋外スポーツ施設整備に係る基本計画」を策定し、市民懇談会や審議会を通じて、計画への反映を図っている。また、同計画案についてパブリックコメントを実施した。 事務局：そのとおりである。昭和 59 年開園の施設であり、老朽化による維持管理費増加、利用者減少があり、令和 4 年 3 月に閉園となった。
02_出口ポンプ場更新工事 委員：ポンプ場の更新工事は、地下の汚水水中ポンプや変圧器盤、ゲート設備等を新しいものに交換するものか。また、1 億 5 千万円と高額であるのも、新しいものに交換するためであるか。 委員：設置工事後、初めての更新工事となるのか。 委員：市内には、このようなポンプ場は何ヶ所あるのか。	事務局：事務局による説明 担当課：そのとおりである。本工事のポンプ場は平成 13 年度に設置し、約 23 年経過している。ポンプ場の各設備の耐用年数がポンプ受変電設備は約 15 年、ポンプゲートは約 25 年となっており、後者の耐用年数を含めて、令和 8 年 3 月下旬までの工事期間中に耐用年数が経過する状況である。地面を掘ることは不要で、地下のポンプを引き上げて、新たなものに取りかえる更新工事となる。 担当課：そのとおりである。 担当課：ポンプ場の大小はあるが、31 のポンプ場がある。

委員：このポンプ場の規模は大きな方なのか。 委員：この工事については、ポンプ場の規模やポンプ場として果たす機能の特殊性から、費用が高額となるポンプ場ということか。 委員：入札者数が1者となっているが、参加できる業者が限られているのか。 委員：規模や金額がもう少し小さければ、参加業者数は増えるか。 委員：新たなポンプ設備を設置する際は、設置を見込むポンプメーカーや製品の更新工事等の取り扱いの可能な業者数の多いポンプの使用を検討することはないか。 委員：工事区分が電気工事業又は機械器具設置工事業となっている。接続詞が「及び」ではなく「又は」となっているが、どちらか一方の工事業の登録があれば入札参加できるのか。 委員：電気工事業又は機械器具設置工事業のどちらか一方の登録があれば、この工事の全てが行えるということか。 委員：資料の「契約方法別建設工事一覧表」の入札中止不調案件（工事）に同名の工事案件が挙げられている。このときが1回目で、入札書の提出が1	担当課：大きな方である。富士見市の下水道管から埼玉県の下水道管に流す接続点に設けられているポンプ場であるため、汚水を集める範囲が広い分、ポンプも大きなものになる。そのため、他のポンプ場に、あまり設置されない変電設備も設置されている。また、ゲート設備のあるポンプ場とないポンプ場があるが、このポンプ場にはゲート設備もあり、費用が高くなっている。 担当課：規模が大きいと高額となっている。同規模のポンプ場は他にもいくつかある。また雨水のポンプ場でも大きなものがあり、それらも同様である。 担当課：電気工事と機械器具設置工事を含む工事であり、工事の特殊性から入札に参加する業者が少ない状況となっている。 事務局：金額帯が低くなることで、業者が増えてくる可能性はある。ただ本工事は金額も高いため、入札参加資格を埼玉県内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有する者としている。また、対象ポンプのメーカーによって、施工できる業者が限られることがあり、参加業者数が少なくなる業種となっているのではないかとと思われる。 担当課：そのような検討を行うことも課題だと認識はしているところではあるが、現状はそこまでの検討ができていない状況である。 事務局：そのとおりである。 事務局：両方の工事業登録をしている業者が少ないという状況もあり、どちらか一方の工事業登録を資格要件として設定している。 事務局：そのとおりである。
--	--

者であったため取止めとなり、今回の案件が入札参加資格の地域要件を拡大しての再入札となったのか。

委員：入札書の提出が1者であったため、1回目の入札が取止めとなり、2回目は地域要件を拡大して再入札したけれど、結果再び入札は1者だった。2回目は1者であっても、入札として成立したという理解でよいのか。

委員：不調となった際、入札者や入札額の情報は知ることができるのか。

委員：落札者は入札参加資格の地域要件において、どの地域の業者となるのか。

② 建設工事案件に係る審議（指名競争入札） 1件

01_流域貯留浸透施設維持管理業務委託

委員：工事区分が「さく井工事業」であり、過去の工事案件でもあまり目にしなかった。指名業者選定の理由に「浸透井戸の維持管理という業務の特殊性を鑑み、さく井工事で入札参加資格のある県内事業者のうち、近年の受注実績・応札状況等から本案件に適性のある4者を選定した」とある。さく井であるので、井戸を掘ることに関連することはわかるが、浸透井戸の維持管理とあり、工事概要の浸透井清掃工・側溝清掃工となっているが、どのような工事なのか。

委員：流域貯留浸透施設維持管理業務委託は定期的に行っているのか、その頻度は。

事務局：そのとおりである。1回目に不調だった場合、履行期限以外の設計内容を変更することなく再公告する場合は地域要件を拡大し再入札となる。その際、入札が1者であった場合、それ以上競争の余地がないと判断して、入札者が1者であっても落札としている。

事務局：不調となると入札者や入札額の情報は公開されないため、知ることはできない。

事務局：落札者はさいたま市に支店を有している。1回目の地域要件は電気工事業が「富士見市、さいたま市、川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有する」とし、機械器具設置工事業が「富士見市、川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有する」とした。2回目の地域要件はともに「埼玉県全域」とした。

事務局：事務局による説明

担当課：流域貯留浸透施設は学校の校庭等を部分的に掘り下げ、敷地内に降った雨水を一時的に貯留し、一度に川に流れ込まないようにすることで洪水を防ぐものである。同施設が設置される敷地内には、雨水流出を防ぐための浸透井戸を設置する。その浸透井戸の点検、メンテナンス、浸透井戸・側溝・集水桝の清掃を行い、浸透井戸が機能するようにするものとなる。

担当課：毎年1件である。同施設は当市立小学校5ヶ所にあり、隔年で実施している。今年度は水谷小学校、みずほ台小学校、関沢小学校で実施。次年度は別の小学校で実施し、1年おきに実施している状況

委員：契約金額は 341 万円となっているが、金額は大きくは変わらないものか。 委員：同種の案件となると、入札に参加する業者は今回の案件と同じ業者となることが多いのか。 委員：過去 3 年間請負者別一覧表によると令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度と本案件と同名の工事を今回の落札業者が落札している。1 者は辞退であるが、入札額も 2 番札が 2 万円差、3 番札が 3 万円差と均衡しているが、指名と入札の状況はどうか。 ③ 土木維持管理業務案件に係る審議（指名競争入札）1 件 01_公共下水道管渠調査業務委託（その 2） 委員：下水道の土木維持管理業務委託とのことで、資料の業務概要や調査項目の例示、図示されたものから確認すると、業務の流れは、マンホール蓋点検工で蓋のガタツキの状況、蓋表面の摩耗状況腐食の状況、蓋周辺の舗装状況を点検。後の調査工を実施する際に、下水道管に汚泥が堆積していると実施できないため、高圧洗浄車にて汚泥を流す管渠洗浄工を実施。さらに作業員がマンホール内で作業をするため、硫化水素中毒にならないようにマンホール内を換気するマンホール換気工。人がマンホール内に入り腐食状況、亀裂やひび割れ状況、隙間・ズレの状況、浸入水の状況等を調査するマンホール目視調査工。下水道管内を止水し、テレビカメラを移動させ、管のたるみの状況、管の亀裂やひび割れ状況、管の継手ズレの状況、管の変形状況等を確認する本管テレビカメラ調査工を実施。マンホール蓋点検工、マンホール目視調査工、本管テレビカメラ調査工を行った上で、それぞれの報告書作成工となる。これらの一連の業務を行うため、9262 万円の費用が必要だということなのか。 委員：今回は 8 者指名して、全ての業者が応札をしているが、それぞれが入札参加資格を持っている	である。 担当課：そのとおりである。ただし近年の物価高、人件費高騰等の状況は影響すると思われる。 担当課：そのとおりである。 事務局：指名については、過去 3 年間の各入札において、前年度の流域貯留浸透施設維持管理業務委託の落札者である今回の落札者を含め、辞退業者以外で 4 者指名。入札の結果、今回の落札業者が落札をしている。なお各回の 2 番札とは 2 万円差、または 3 万円差となっている。 事務局：事務局による説明 担当課：そのとおりである。 事務局：そのとおりである。全者が土木維持管理業務委託における下水道の入札参加資格を有してい
--	---

ということか。また、今回の落札業者は、過去 3 年間請負者別一覧表によると、業務場所は異なるが道路維持管理業務委託、河川維持管理業務委託、水路維持管理業務委託、公共下水道管渠清掃業務委託を落札しているが同じく入札参加資格を持っているということか。

委員：そのような状況であると、今回の落札業者の過去 3 年間請負者別一覧表の前述した土木維持管理業務委託案件の指名業者は同じ業者となる傾向なのか。

委員：指名業者選定の理由に土木施設維持管理業務の下水道で入札参加資格があるもののうち、「①担当課が本件を発注するにあたり見積を徴取した業者」と「②本市又は他自治体で本件同種業務の受注実績のある業者」とあるが、前者の見積もりを徴取した業者は今回の応札者なのか。

委員：入札額の最低額と最高額で 230 万円の差があるが、今回の入札額は各者で差があるように見えるがどうか。

委員：土木維持管理業務委託登録業者で指名をしてほしいと申し出てくる業者も少なくないとのことであったが、今後は同業務委託にて、指名業者数を増やすとか、指名競争から一般競争入札に移行すること等、検討がなされているのか。

委員：本案件について、最も費用が大きくなる業務はどれになるか。

④ 建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）
1 件
01_換地処分等業務委託（西 6）

委員：本案件で最も費用がかかるものはなにか。

る。また、今回の落札業者は土木維持管理業務委託の 4 種である道路・河川・苑池・下水道の全ての入札参加資格を有しており、過去 3 年間に落札した業務委託に応札することができる。

事務局：同種の土木維持管理業務委託を行える業者は一定数あり、土木維持管理業務委託の種別によっては同じ業者を指名する状況がある。なお、指名業者選定には影響しないが、土木維持管理業務委託登録業者で指名をしてほしいと申し出てくる業者も少なくない。

事務局：本案件の「①担当課が本件を発注するにあたり見積を徴取した業者」は今回の落札者と他の応札者のうちの 1 者である。

事務局：本案件の金額と 8 者指名競争入札の状況であると、委員確認の「入札額は各者で差がある状況」ではなく、一般的な入札額の状況の範疇に含まれると思われる。

事務局：以前より、土木維持管理業務委託の種別によっては、指名競争入札と一般競争入札のどちらで入札執行した方がより良いかという話は挙がっている。同業務委託の一部の種別で指名競争入札から一般競争入札での入札執行にするか検討をしているところである。

担当課：本管テレビカメラ調査工である。

事務局：事務局による説明

担当課：換地処分とは、区画整理前の土地（従前地）の権利を、区画整理後の土地（換地）に移行させるため、その内容を関係権利者（所有者・借地権者・

委員：登記に費用がかかるということは、その登記のための測量等に費用がかかるってことか。 委員：対象の地権者数、登記の規模はどのくらいか。 委員：本案件の書類作成や登記には、地権者一件ごとに了解をとるのか。 委員：対象となる地権者には、既に土地区画整理について、了解をとっている状況にあるから、改めて了解をとる必要がないということか。 委員：本案件の区画整理事業は、換地処分等業務委託に至るまでにどのくらいの期間を要してきたのか。 委員：平成４年にこの土地区画整理事業の計画に着手するということ決めて、対象区域の地権者たちの了解を取っていき、令和６年度は、この区画整理の登記にこぎつけたということか。 委員：建設コンサルタントで入札参加資格がある業者は一定数いると思うが、そのなかから、指名業者数を６者とする理由、指名競争とする理由はなにか。	抵当権者）に通知することをいう。この換地処分の業務委託のなかに、区画整理登記というのがあり、その登記に最も費用がかかる。 担当課：そのとおりである。事前に土地の位置や形状、面積を確認する出来形確認測量という測量業務を別で行い、実際に登記する際の代理登記や地権者に代わって登記する申請書類の整備に費用がかかる 担当課：地権をもつ権利者数は1186名分となる。また、登記において「筆（ふで・ひつ）」という土地の登記単位を使用し、一つの土地を「一筆（ひとふで・いっぴつ）」と数えるが、区画整理地内での筆数は1379筆となる。この筆数に応じた申請書類作成を要し、土地だけではなく土地上の建物についても、作成することとなる。 担当課：現段階で了解をとることは要さない。土地区画整理の施工者となる市が登記自体を書き換える手続きとなる。 担当課：そのとおりである。 担当課：事業認可は平成４年となるため、32年を過ぎている。 担当課：そのとおりである。 事務局：指名業者数については内規を定めている。本案件の業務区分、金額から６者以上を選定としている。 当市は工事案件については一般競争入札とし、本案件のような業務委託は、指名競争入札とするという設定をしている。そのなかでそれぞれ金額や案件内容に応じて業者選定数を別に定めて、運用している状況である。審議案件「公共下水道管渠調査業務委託（その２）」の説明時にも述べたが、土木維持管理業務委託の種別によっては、指名競争入札と一般
--	---

委員：この換地処分に至るまでの経緯、業務手順について説明してほしい。 委員：本案件は換地処分等業務委託（西 6）となっているが、現在までに西 1 から西 5 の同委託を実施し、西 6 以降も予定されているのか。 ⑤ 建設関連業務案件に係る審議（随意契約） 1 件 01_公共施設用地引継図書作成業務委託（西 6） 委員：資料に随意契約根拠法令については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号から 9 号とあるが、本案件はどれにあたるのか。 委員：資料によると、今回の随意契約先業者が令和	競争入札のどちらで入札執行した方がより良いかという話は挙がっている。土木維持管理業務委託の一部の種別で指名競争入札から一般競争入札での入札執行にするか検討をしているところである。一方、例えば本案件でみると建設コンサルタントで入札参加資格がある業者は、埼玉県外も含めれば、一定数あると思うが、区画整理事業関連の業務を得意とする業者が限られてくるところもある。また、当市の実情をある程度把握しているような業者と進めていく必要もある。そのようなことから、一般競争入札にすることは難しいと判断している。 担当課：対象区域における道路の配線を検討し、道路計画を立てて、具体的な道路設計を行う。工事に伴う土地の区画を変更するため、その対象地域の従前の土地（現在の土地）に代えて、将来新たに使用することのできる土地となる換地についての換地設計を行う。その地権者に対して、将来新たに使用することのできる換地を指定する。これが仮換地の指定処分という処分行為となる。仮換地指定後に住民の方、地権者の方にご意見を伺い、この建物移転に伴う経費の補償である移転補償をし、新たなところに建物を建てていただく。移転完了後、出来形確認測量という測量業務行う。その測量に基づいて、その区域の地積測量図、建物配置図を作成し、登記する。この登記が本案件となる。土地区画整理登記完了後、換地相互間に不均衡が生じた場合には、権利者間で金銭の徴収・交付を行ない是正する清算金の徴収・交付を行い、事業が全て終了することとなる。 担当課：そのとおりである。令和 7 年度に同委託（西 7）を予定している。 担当課：担当課による説明 担当課：第 2 号となり、契約の性質上、契約の相手方が特定されるときなどに適用となる。 事務局：そのとおりである。道水路台帳整備業務委
---	---

3年度から令和5年度までの過去3年間、指名競争入札案件である各年度の道水路台帳整備業務委託という同名で工事場所も同じものを落札しているようであるが、そのとおりか。 委員：資料によると区画整理にて整備された公共施設用地である道路全体を道路治水課に引継ぐ必要があり、道路治水課が管理している道水路台帳システムに入力する業務委託。同システムの構築、運用は本案件の随意契約先が行っている。そのため、他業者が参入してのデータ入力が難しく、業務に支障がでる恐れがあるため、本案件の随意契約先との契約となっているとのことであった。 この道水路台帳システムは、どのような形で整備、更新がなされているのか。 委員：道水路台帳システムは市内全区域で整備されているわけではなく、現在作成している段階ということか。 委員：過去に道水路台帳システム構築業務委託が指名競争入札案件としてあって、本案件の随意契約先が落札し、同システムを作ったということか。 委員：令和3年度から令和5年度までの道水路台帳整備業務委託は、区画整理事業とは関係ないものなのか。区画整理事業と関係があるとなるとノウハウやデータを持っている業者が行うことが良いということで、随意契約なのか。 委員：令和3年度から令和5年度までの道水路台帳整備業務委託の契約金額が各年 1419 万円、1647 万 8 千円、1760 万円と推移している。本案件は 556 万円となる。道水路台帳整備業務委託は 3 年度ともに一千万円台であり、本案件との金額差は大きい。つまり、道水路台帳システムの整備を一千万円台の費用を充てて進め、本案件は同システムを構築した随意契約先に委託し、入力をしているということか。 委員：道水路台帳整備業務委託は継続的に委託案件	託については、今回の随意契約先が受注した。 事務局：市内の各地で、まだ測量図のない区域があり、そういった区域の測量をしたり、台帳を整備したりする業務委託となる。測量図を増やしていくというところで、今後も継続して、整備、更新を見込むものである。 事務局：そのとおりである。 事務局：そのとおりである。なお、道路治水課が所管をしている委託となる。 事務局：それぞれの所管が異なるということがあり、鶴瀬駅周辺地区整備事務所が区画整理事業にて持っているデータを道路治水課に引き継ぐことが、今回の業務委託となる。道路治水課が所有する道水路台帳システムに入力をするためには、受注業者である本案件の随意契約先でないとできないというところから、発注元の同事務所が随意契約として発注をしている状況となる。 事務局：概ねそのとおりである。あくまで令和3年度から令和5年度の道水路台帳整備業務委託は、道路治水課が道水路台帳作成を継続していくための業務で、今回の区画整理事業は単発的なところとなる。現段階で区画整理事業が一定程度、形が定まってきたので、道水路台帳に入力する必要がある。別な業務として発注をし、なおかつ本案件の随意契約先が道水路台帳システムを管理しているというところでも、随意契約相手となっている。 事務局：そのとおりである。本案件を仮に指名競争
--	---

として存在し、区画整理に伴って整備された道路全体の公共施設用地を道路治水課に引継ぎする必要がある、道路治水課が管理している道水路台帳システムに入力する必要がある、本案件を指名競争ではなく、随意契約を選択したということか。

委員：令和6年度の道水路台帳整備業務委託も本案件の指名競争入札にて、本案件の随意契約先が落札している。複数年度の同業務委託を本案件の随意契約先が落札している。指名業者数は何者か。

委員：道水路台帳整備業務委託自体は、道水路台帳システムに入力する作業というより、入力前のデータを作るようなものか。

委員：指名競争入札にて、道水路台帳整備業務委託の落札業者となった本案件の随意契約先が道水路台帳システムの運用を行っており、その一者しか、本案件を実施できない状況があり、本案件の随意契約先と契約をしたということか。

委員：この道水路台帳システム自体を本案件の随意契約先以外の業者が引き継ぐことはできないのか。

を実施したとすると、本案件の随意契約先以外の業者が落札した場合、道水路台帳システムを管理していない業者が実施することとなり、同台帳の入力の際に、別途費用を想定しないといけなくなる。そうなった場合、市にとってはさらなる費用負担になるということがあり、現状のシステム運用会社を選択した方が結果としては市には有利になるという判断のもとで、随意契約を設定している。

事務局：6者となる。

事務局：そのとおりである。元々、道水路台帳整備業務委託も随意契約としていたところであったが、見直しを行い、入力作業を別案件として、測量の部分だけを指名競争入札としたところである。

事務局：そのとおりである。随意契約、なかでも一者との随意契約については、相当な理由がないと対象案件と認めることはできないと考えている。

事務局：できるものと思われる。現在、道路治水課が所管する道水路台帳整備業務委託は指名競争入札にて実施し、本案件の随意契約先以外の業者が落札しても落札者と契約することとなる。結果として、本案件の随意契約先が落札している状況ではある。本案件の随意契約先でないとできないような、発注の仕方をしてしまうと、随意契約、一者随契ということを選択せざるを得なくなってしまう。そうならないよう、業務内容を切り分けた形で道水路台帳整備業務委託を指名競争で行っている。本案件は区画整理にて整備された公共施設用地を道路治水課に引継ぐという状況があり、現在使用する道水路台帳システムを保有する業者と直接契約した方が市にとって利があるという判断をしたということだと思われる。

(3) 委員による協議

(4) 審議結果講評 委員長 審議案件について妥当ということで審議を終了することとする。 (意見具申については、委員会意見の項目に記載) 委員各位：承認 (5) その他	
--	--

委員会意見	◆ 現在、指名競争入札にて執行している土木維持管理業務委託の種別によっては、一般競争入札への移行を検討中であるとのことであった。指名競争入札から一般競争入札へ移行していくということは、より競争性を高めるとともに、特に入札参加業者の育成にもつながると考える。今後も入札における競争性を高めることについて、広くその可能性を探っていただくと、本委員会としての入札監視の意味がより強く出てくると考える。
-------	--